令和5年度(上半期)情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

(1) 監查目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程 (以下「監査規程」という。)第11条の規定に基づき情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的セキュリティ、物理的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、 情報資産の管理、特定個人情報の取扱い、住民情報基幹系システムにおける電 子データの保管等に関し、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セ キュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評 価し、課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因 を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情 報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としております。

(2) 監査対象課及び対象システム

監查対象課

企画課、デジタル都市推進課、人事行政課、財政課、保護課、医療対策課 対象システム

住民情報基幹系システム、イントラネット系システム、各課等が管理及び所有 しているシステム

(3) 監査実施日

令和5年9月29日(金)

(4) 監査実施体制

監査実施責任者:デジタル都市推進課長(監査規程第3条第2項) 監査担当部門:デジタル都市推進課(監査規程第3条第1項)

(5) 監査の基準となる根拠

- ・龍ケ崎市情報セキュリティ規則・龍ケ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・龍ケ崎市セキュリティ対策に関する規程・龍ケ崎市電子文書取扱規程
- ・龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 龍ケ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

- ・地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン (総務省)
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共 団体等編)

2 監查結果

(総評)

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び 龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程からなる龍ケ崎市セキュリティポリ シーを基に、デジタル都市推進課が事務局となって定期的な研修を行い、また、 e-learning の受講によりセキュリティ対策に関しての意識高揚を図っている。

今回の内部監査においては、対象課において提出のあった各種チェックシート等の確認に加えて、コロナ禍において中止していた対象課職員に対するヒアリングも行うこととし、セキュリティ対策が適切に行われているか確認を行った。また、特定個人情報を取り扱っている課においては、「特定個人情報の適正な取扱いに係るチェックリスト」により、特定個人情報の取扱い状況等も確認したところであり、より適正な取扱いに資するものであると考えられる。特定個人情報の適正な取扱いについては引き続きガイドライン等に基づき適正な取扱いに努めたい。

監査の結果としては、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認されなかったが、指摘事項には至らないまでも、改善が望ましい事項が確認され、その事項において指導を行いただちに是正を行わせた。それらの事項については、規則等に則り、課等内全職員で取り組む必要がある。

3 課等別監査結果

別紙「令和5年度(上半期)情報セキュリティ内部監査結果一覧」のとおり